【条例・規則に基づく不利益処分】

								要	処分基準についての状況			
担当課	法	令 名	根拠条項	処	分	Ø			①設定状況		③処分基準を公 にしている状況・ 方法	備考
社会教育 ¹ 課	熊本県青少年の家条例 		第7条	県立青少年教 	で育施設の	利用許可の	の取消し等		2未設定	1条例等に基準 あり	0①で2を記入し ている場合	使用の許可に関 する業務は指定 管理者に移管
2 教育庁文化課	文化財保護条例		第15条第3項	県重要文化財 消	の現状変	更等の行	為停止命令	又は許可取	1設定済	0①で1を記入し ている場合	3求めに応じて 提示	
3 教育庁文化課	文化財保護条例		第39条第2項	県史跡名勝天 は許可取消	然記念物	の現状変	更等の行為	停止命令又	1設定済	0①で1を記入し ている場合	3求めに応じて 提示	
4 体育保健課	熊本県立総合体育館条例		第7条	使用の許可の	取消し							指定管理者による処分
本育保健 5 課	藤崎台県営野球場条例		第7条	使用の許可の	取消し							指定管理者による処分
6 体育保健課	熊本武道館条例		第7条	使用の許可の	取消し							指定管理者による処分
7 体育保健 課	熊本県総合射撃場条例		第7条	使用の許可の	取消し							指定管理者による処分
8 体育保健課	熊本県立学校体育施設の使	使用に関する規則	第5条	使用の許可の	取消し				2未設定	1条例等に基準 あり	0①で2を記入し ている場合	